

解体・建替え工事費用を助成します





住宅の建替え工事助成制度が令和4年4月1日より新設されました

※ 建替え工事助成は、解体工事と新築工事を合わせて行う事業を対象とします

🔽 対象地域

- ・密集事業対象地区 (貫井・富士見台、桜台東部)
- ・防災まちづくり推進地区 (田柄、富士見台駅南側、下石神井)

☑ 対象建築物

昭和56年5月31日以前に建築された住宅

※ 除却後、新たに建築する建築物が 準耐火構造以上となることが条件です

解体工事

最大 **130万** 門

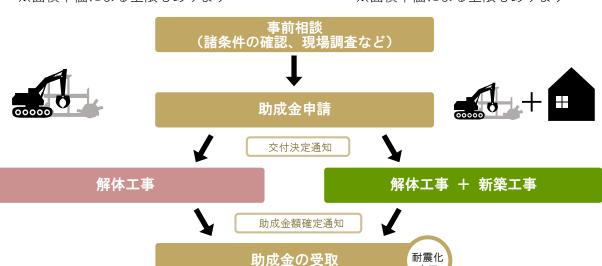
※面積単価による上限もあります

New

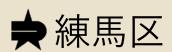


助成金額 **225万**門

※面積単価による上限もあります



※助成金の交付にあたっては、**諸条件があります**。 詳細については、下記へお問い合わせください。



《お問い合わせ先》

都市整備部 防災まちづくり課 耐震化促進係 練馬区役所 本庁舎15階 ☎(直通) 03-5984-1938 ホームページ



QRコード